

令和6年度

第8回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年1月27日

東松島市農業委員会

令和6年度第8回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年1月27日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 報告事項3 東松島市賃借料情報について

日程第6 報告事項4 令和6年農作業料金・農業労賃について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

日程第11 議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵		

出席事務局職員

事務局長補佐兼農地係長 安倍 浩司
事務局長農地係主任 田中 美恵

【 開 会 】

○局長補佐： ただいまより、第8回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： － 会長挨拶 －
－ 会長の動向報告 －

○局長補佐： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第8回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、14番今野嘉彦委員、15番安部俊郎委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○田中主任： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字西田299、9、954㎡、解約届出日は令和6年12月23日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その2、矢本字二反走204―1 外 計7筆で5、638㎡、解約届出日は令和6年12月25日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その3、矢本字二反走283 外 計4筆で4、000㎡、解約届出日は令和6年12月25日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その4、川下字宿浦110、853㎡、解約届出日は令和7年1月7日、売買のため貸貸借契約の解約でございます。

その5、赤井字北浦489―2、3、074㎡、解約届出日は令和7年1月8日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その6、赤井字下新丁112 外 計2筆で3,222㎡、解約届出日は令和7年1月8日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その7、大塩字天神堂40、2,129㎡、解約届出日は令和7年1月8日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地の現状変更届出について、その1及びその2は関連がありますので、一括で事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、高松字西風106 外 計5筆で4,422㎡。登記地目は、いずれも田。変更後の利用状況は、普通畑。変更目的は、畑地として利用するため。令和6年12月26日届出受理。位置図については、4ページとなります。

その2、高松字川子沢3-4 外 計3筆で389㎡。登記地目は、いずれも田。変更後の利用状況は、普通畑。変更目的は、畑地として利用するため。令和6年12月26日届出受理。位置図については、5ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 東松島市賃借料情報について、事務局から説明願います。

○局長補佐： 令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、次のとおりです。

矢本地区では、平均額が13,200円、最高額が38,500円、最低額が1,900円、データ件数が504件。

鳴瀬地区では、平均額が12,600円、最高額が34,100円、最低額が5,400円、データ件数が39件。

市全体では、平均額が13,200円、最高額が38,500円、最低額が1,900円、データ件数543件となっております。

畑については、賃借料情報が少ないため提供していません。

賃借料を物納としている場合は、60kg当たり16,500円（令和6年産米概算金）を基に算出しております。また、100円未満は四捨五入しております。

矢本地区の最高額は、親戚間の契約のため高額となっております。

鳴瀬地区の方も、最高額がかなり高くなっておりますが、鳴瀬地区は物納が比較的多く、昨年と比較して借賃の米の量は大きく変わっていないのですが、概算金が大きく上昇したため、それを基に算出し

ておりますので、昨年度より平均額が2倍近くの金額になっております。

また、賃借料の参考として提供するものですので、実際の契約時には貸し手借り手両方で協議の上決定するものとなります。

説明は以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○今野嘉彦委員： 全データをカウントしているのか。

○局長補佐： はい。年次によって、データ件数に大きな増減があるのは、賃貸借契約の更新時期が多い年次とそうでない年次によるものです。

○安部俊郎委員： 物納の場合は、令和6年産米概算金を16,500円として算出しているとのことだが、10月に概算金が3,000円引き上げられている。それは、考慮しないのか。

○小岩敏幸委員： 平均を出すときに、極端に金額が高いものと低いものは除いて、平均を出す方法とかにしてみてもいいか。

○議長（佐藤栄宏会長）： 物納の場合、あえて金額に算出する必要はあるのか。
これは、全戸配布するものですね。

○局長補佐： 農協をとおして、農家へ配布します。

○議長（佐藤栄宏会長）： ちょっと、このままでは出せないですかね。勘違いされてしまう心配がありますね。事務局で修正していただくということで、一旦お願いします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、報告事項4 令和6年農作業料金・農業労賃について、事務局から説明願います。

○局長補佐： 令和6年農作業料金・農業労賃について、ご報告いたします。

（資料を基に朗読説明）

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○安部俊郎委員： 宮城県の標準労働賃金が10月1日に改定されて、973円となっている。この調査票は、令和6年12月31日時点であるから、改定後の賃金を考慮する必要があるかと思うが、いかがか。調査時点での報告に過ぎないのであれば、良いのですが。

○議長（佐藤栄宏会長）： 事務局は、確認してから、宮城県へ報告してください。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○田中主任： その1、西福田字鱗2 外 計4筆で5,502㎡。5年間の賃貸借権設定となります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月24日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2及びその3は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○田中主任： その2、上下堤字南165-2、118㎡。所有権移転となります。

その3、上下堤字南370-3、224㎡。所有権移転となります。

その2とその3は交換となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、それぞれ相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。

その2は、農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

その3は、農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可

相当で附帯条件はなし。

平成8年頃から、お互いの父同士が耕作利便のため、使用していたとのことで、この程所有権移転をしたいとのことです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2及びその3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2及びその3を許可することに決定します。

次に、日程第8、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

本案件については、14番 今野嘉彦委員にかかる案件ですので、規定により退席願います。

（14番 今野嘉彦委員 退場）

それでは、事務局から説明願います。

○局長補佐： 赤井字関の内一号8—7、60㎡。転用目的は、農業用倉庫敷地。現在の利用状況は、休耕中。こちらは、赤井字関の内一号8—2に農業用倉庫を建築した際に、誤って倉庫の一部が8—3に張り出していることが今回判明し、張り出し部分を8—7として分筆し、農地法第4条の許可を申請するものです。位置図は10ページとなります。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は、私ですので事務局より調査報告をお願いします。

○局長補佐： 調査月日、令和7年1月24日。転用目的は、農業用倉庫の建設のため。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障へなし。総合意見としては、許可相当。附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

14番 今野嘉彦委員は入場願います。

（14番 今野嘉彦委員 入場）

14番 今野嘉彦委員に申し上げます。本件は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（佐藤栄宏会長）：

次に、日程第9、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

初めに、賃借権設定を上程いたします。その1からその3までは関連がありますので一括して上程いたします。

また、本案件については、9番 川村勝雄委員にかかる案件ですので、規定より退席をお願いします。

（9番 川村勝雄委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）：その1からその3を事務局より説明願います。

○局長補佐：議案の11ページをご覧ください。

その1、矢本字二反走201-1 外 計6筆で5,796㎡。借賃は、金納で63,756円。

その2、矢本字二反走204-1 外 計7筆で5,638㎡。借賃は、金納で62,018円。

その3、矢本字二反走283 外 計4筆で4,000㎡。借賃は、物納で240kg。

期間は、全て令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 1番 熊谷奨委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月24日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、その1の出し手の方がその2、その3の耕作をしていましたが、体力的な面から規模縮小することにより、今回の申請にいたしました。そのため、その2及びその3は耕作者変更。受け手の理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約2.5km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその3を承認することに決定します。
9番 川村勝雄委員は入場願います。

（9番 川村勝雄委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 9番 川村勝雄委員に申し上げます。
本計画その1からその3は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
次に、その4からその8ですが、私に係る案件ですので、会議規則に基づき、安部会長職務代理に議長となつていただき、退席させていただきます。
安部会長職務代理よろしくお願いいたします。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 暫時の間、議長を務めさせていただきます。
それでは、その4からその8については関連がありますので一括して上程いたします。事務局から説明願います。

○局長補佐： その4、赤井字川前四395-1、4、614㎡。借賃は、金納で69,210円。
その5、赤井字川前四395-2、645㎡。借賃は、金納で9,675円。
その6、赤井字西田299、9、954㎡。借賃は、物納で600kg。
その7、赤井字北浦457-2、8、143㎡。借賃は、金納で122,145円。
その8、赤井字北浦457-1、1、700㎡。借賃は、金納で25,500円。
期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。
以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。
いずれも調査年月日は、令和7年1月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。
受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約0.5から1km。農業経営の内容は、水稻、転作作物の複合経営です。
以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4からその8を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、本計画その4からその8を許可することに決定します。

佐藤栄宏会長は入場願います。

（佐藤栄宏会長 入場）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 佐藤栄宏会長に申し上げます。

本計画その4からその8は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

以上で、議長の任を降りさせていただきます。

○議長（佐藤栄宏会長）： ありがとうございました。

次に、その9を事務局から説明願います。

○局長補佐： その9、赤井字北沖392—1、9、829㎡。借賃は、物納で590kg。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月25日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その9を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その9を承認することに決定します。

次に、その10を事務局から説明願います。

○局長補佐： その10、赤井字下新丁114―1 外 計4筆で4,998㎡。借賃は、物納で300 kg。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月25日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1 km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その10を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その10を承認することに決定します。
次に、その11を事務局から説明願います。

○局長補佐： その11、赤井字下新丁19 外 計3筆で4,783㎡。借賃は、金納で47,000円。期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月25日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1 km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その11を承認することに、ご異議

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その11を承認することに決定します。
次に、その12を事務局から説明願います。

○局長補佐：その12、赤井字下新丁88 外 計2筆で6,004㎡。借賃は、金納で66,000円。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 14番 今野嘉彦委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月25日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1km。農業経営の内容は、大豆、畜産飼料です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その12を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その12を承認することに決定します。
次に、その13からその18は再設定となりますので、一括して事務局から説明願います。

○局長補佐：その13、矢本字一本杉237-3 外 計14筆で16,039㎡。借賃は、金納で167,800円。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

その14、矢本字南浦359-2 外 計2筆で5,591㎡。借賃は、物納で330kg。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

その15、小松字御上新田1-1 外 計11筆で10,723㎡。借賃は、物納で480kg。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

その16、大塩字岩崎9-1 外 計11筆で6,322㎡。借賃は、物納で240kg。期間は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

その17、大塩字笹原田24 外 計10筆で6,693㎡。借賃は、物納で270kg。期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。

その18、西福田字上鳴瀬45 外 計2筆で4,265㎡。借賃は、物納で255kg。期間は、令

和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その13からその18は再設定となりますので、直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その13からその18を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その13からその18を承認することに決定いたします。

次に、所有権移転を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字二反走25 外 計12筆で12,001㎡。対価は、5,040,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員1番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、資金調達のため。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、3.5km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、大塩字天神堂40、2、129㎡。対価は、638,700円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 秋本まゆみ委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年1月23日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、相手方要望であり、耕作地に通う道路がないため。受け手理由は、耕作利便。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、露地野菜です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3からその5は関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○局長補佐：

その3、川下字宿浦110、853㎡。対価は、341,200円。

その4、川下字宿浦109、514㎡。対価は、205,600円。

その5、川下字山田80—1 外 計2筆で342㎡。対価は、なし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 安住高司委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

いずれも、調査年月日は、令和7年1月25日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻と転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその5を承認することに決定します。
次に、日程第10、議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を上程いたします。
事務局より説明願います。

○田中主任： 資料については、19、20ページをご覧ください。

令和6年8月から9月末にかけて、農地利用最適化推進委員及び農業委員に実施していただいた農地利用状況調査において、山林原野（原野や森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる農地）と判断された農地について、所有者へ利用意向調査を実施し、その回答の結果、農地として利用する意向がない土地について、非農地としての判断を求め上程したものであります。

28筆、16,071.91㎡となります。

以上、ご審議よろしく願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第11、議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を上程いたします。

このことについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、令和7年1月16日付け、東松農水第1986号により東松島市長から農業委員会に対し意見を求められています。

説明員として、農林水産課職員の出席を求めています。

出席職員は、職名及び氏名を述べてから、内容の説明を願います。

○農林水産課職員：（資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第8回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時50分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年1月27日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 14番 今野 嘉彦

署名委員 15番 安部 俊郎